

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601039 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600379 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 12 月 27 日

A社に勤務している期間のうち、平成 25 年 12 月 27 日に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたので保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「給与明細書 25 年 12 月度（賞与）」及び「平成 25 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、平成 25 年 12 月 27 日に同社から賞与を支給され、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 11 月 14 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600976 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600380 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 12 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間、平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 10 月から平成 13 年 9 月までの標準報酬月額については 20 万円から 26 万円、平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月までの標準報酬月額については 22 万円から 26 万円、平成 14 年 10 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については 24 万円から 26 万円、平成 18 年 7 月から平成 19 年 8 月までの標準報酬月額については 26 万円から 28 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円から 32 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円から 36 万円とする。

平成 12 年 10 月から平成 17 年 8 月まで及び平成 18 年 7 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 10 月から平成 17 年 8 月まで及び平成 18 年 7 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から平成 23 年 10 月 21 日まで

ねんきん定期便の内容と給与明細書を照合し、詳細をチェックしたところ、標準報酬月額が給与明細書よりも低く記録され、年金記録に記載されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い厚生年金保険料が給与から控除されている。

調査の上、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間及び平成 18 年 7 月

1日から平成21年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び預金通帳の写し並びに同社から提出された賃金台帳一覧により、請求者が、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成12年10月1日から平成17年9月1日までの期間及び平成18年7月1日から平成21年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書及び賃金台帳一覧により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成12年10月から平成17年8月までの標準報酬月額は26万円、平成18年7月から平成19年8月までの標準報酬月額は28万円、平成19年9月から平成20年8月までの標準報酬月額は32万円、平成20年9月から平成21年8月までの標準報酬月額は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年10月から平成17年8月までの期間及び平成18年7月から平成21年8月までの期間に係る請求者の届出及び厚生年金保険料の納付については不明と回答しているが、請求期間のうち、平成12年10月から平成17年8月までの期間について、上記給与明細書及び賃金台帳一覧において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、平成18年7月から平成21年8月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該算定基礎届が社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成12年10月から平成17年8月までの期間及び平成18年7月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年7月1日までの期間及び平成21年9月1日から平成23年10月21日までの期間については、上記の給与明細書及び賃金台帳一覧により、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料がオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額であることから標準報酬月額の訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601033号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600377号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所又はB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 男（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年10月から昭和23年4月30日まで

私の母（訂正請求記録の対象者）が父と結婚する前にA事業所又はB事業所に事務員として住み込みで勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。母は亡くなり、事業所の詳細は不明ながら、給与が良かったと聞いており、厚生年金保険料は払っていたはずなので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所又はB事業所に係る事業所名の表記等の詳細、事業主及び同僚の氏名等については不明であるが、訂正請求記録の対象者が勤務していた地域はC市又はD市であったと思われる旨陳述している。

しかしながら、上記の陳述及びその周辺地域（C市、D市、E市、F市、G市、H市、I市、J市及びK市）を管轄する複数の法務局管内において、A事業所又はB事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、適用事業所検索システムにおいて、上記地域では、A事業所又はB事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、適用事業所検索システムにより、L県内における適用事業所で、A事業所又はB事業所と名称が類似するM社（労働者年金保険被保険者名簿においては、N社）が確認できるところ、同事業所は、適用事業所名簿により、昭和17年1月1日に労働者年金保険（昭和19年

6月1日からは厚生年金保険)の適用事業所となっていることが確認できるものの、請求期間より前の昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間より後の昭和29年11月1日に○事業所(現在は、P社)として再度厚生年金保険の適用事業所となるまで適用事業所としての記録を確認することができない。

加えて、P社は、請求期間当時の資料は何も残っておらず、当時のことを知る者もいなかっため、請求期間当時に事業を継続していたか否か、厚生年金保険の適用事業所であったか否か等は不明である旨回答している。

これらのことから、訂正請求記録の対象者が請求期間に勤務していた事業所を特定することができず、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601037 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600378 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A 事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。

請求期間において A 事業所に間違いなく勤務しており、給与明細書等を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A 事業所に平成 4 年 9 月 30 日まで勤務していた旨主張しているものの、請求者の同事業所における雇用保険の加入記録は確認できず、請求者が記憶する同僚及び請求期間前後に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚に照会を行ったが、請求者の退職時期について記憶している者はいない上、同事業所は、請求期間当時の資料を保有しておらず、請求者の在籍期間を確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者のA 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 4 年 7 月 15 日、同喪失年月日は同年 9 月 30 日と記録されているところ、請求者から提出された同年 7 月分から同年 9 月分までの給与明細書及び預金通帳の写しにより、同年 7 月分給与（振込日は同年 8 月 10 日）において厚生年金保険料は控除されておらず、同年 8 月分給与（振込日は同年 9 月 10 日）及び同年 9 月分給与（振込日は同年 10 月 9 日）において、それぞれ 1 か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、当該厚生年金保険料は同年 7 月分及び同年 8 月分であることが推認できる。

さらに、A 事業所は、請求者の平成 4 年 9 月分の給与明細書において控除されている厚生年金保険料は、同年 8 月分の厚生年金保険料であると推認される旨回答している。

加えて、A 事業所は、厚生年金保険料の控除方法について、月末退職の場合には、退職する際に 2 か月分の厚生年金保険料を控除する旨回答しており、同事業所を月末に退職した複数の

同僚も退職した際に2か月分の厚生年金保険料が控除されていた旨回答しているところ、請求者から提出された平成4年9月分の給与明細書において控除されている厚生年金保険料は、1か月分のみであることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。